

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 大西 正悟 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒170-0013 日本国東京都豊島区東池袋3-20-3、東池袋S ビル1階 大西国際特許事務所		発送日 (日.月.年) 23.06.2015	
出願人又は代理人 の書類記号 00-50128W0		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2015/001717	国際出願日 (日.月.年) 26.03.2015	優先日 (日.月.年) 27.03.2014	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G02B15/20(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社ニコン			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input checked="" type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備<input checked="" type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見 <p>2. 今後の手続き</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 10.06.2015			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 森内 正明	2V 9222
		電話番号 03-3581-1101 内線 3271	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 提出手段 紙形式
 電子形式
 - b. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第IV欄 発明の単一性の欠如

1. 追加手数料の納付命令書（様式PCT/ISA/206）に対して、出願人は、規定期間内に、
- 追加手数料を納付した。
 - 追加手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申し立てた。
 - 追加手数料の納付と共に異議を申し立てたが、規定の異議申立手数料を支払わなかった。
 - 追加手数料を納付しなかった。
2. 国際調査機関は、発明の単一性の要件を満たしていないと判断したが、追加手数料の納付を出願人に求めないこととした。
3. 国際調査機関は、PCT規則 13.1、13.2 及び 13.3 に規定する発明の単一性を次のように判断する。
- 満足する。
 - 以下の理由により満足しない。

請求項 1、18、42 及び 46 に係る発明、請求項 22 及び 48 に係る発明、及び、請求項 38 及び 54 に係る発明は、「物体側から順に並んだ、正の屈折力を有する第 1 レンズ群と、負の屈折力を有する第 2 レンズ群と、負の屈折力を有する第 3 レンズ群と、正の屈折力を有する第 4 レンズ群とを有するズームレンズ」（以下、「事項 1」という。）という技術的特徴を共通の技術的特徴として有している。

しかしながら、当該技術的特徴は、出願人が、本件 PCT 出願において、先行技術文献として開示している文献である、文献 1（JP 2009-251118 A（パナソニック株式会社）2009.10.29、全文、全図、特に、実施の形態（数値実施例）1-実施の形態（数値実施例）11）の開示内容に照らして、先行技術に対する貢献をもたらすものではないから、当該技術的特徴は、特別な技術的特徴であるとはいえない。また、これらの発明の間には、他に同一の又は対応する特別な技術的特徴は存在しない。

そして、請求の範囲は、手数料納付命令時点における特別な技術的特徴に基づく、各々下記の特別な技術的特徴を有する 3 つの発明に区分される。

（発明 1）請求項 1-21、42-47
 事項 1 を満たすズームレンズであって、
 前記第 1 レンズ群と前記第 2 レンズ群との空気間隔を変化させることにより変倍し、
 以下の条件式を満足することを特徴とするズームレンズ。

$$0.60 < f_4 / f_w < 1.15$$

 但し、
 f_4 ：前記第 4 レンズ群の焦点距離、
 f_w ：無限遠合焦時における広角端状態の全系の焦点距離。

4. したがって、国際出願の次の部分について、この見解書を作成した。

すべての部分

請求項 1-21, 42-47

に関する部分

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項		有
	請求項	1-21, 42-47	無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-21, 42-47	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-21, 42-47	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 63-278013 A (オリンパス光学工業株式会社) 1988. 11. 15, 全文、全図、特に、実施例1-実施例4
 文献2 : JP 2005-141056 A (キヤノン株式会社) 2005. 06. 02, 全文、全図、特に、実施例4 (数値実施例4)
 文献3 : JP 7-27978 A (株式会社ニコン) 1995. 01. 31, 全文、全図、特に、実施例1
 文献4 : JP 2009-251118 A (パナソニック株式会社) 2009. 10. 29, 全文、全図、特に、実施の形態1 (数値実施例) -実施の形態7 (数値実施例7)、実施の形態10 (数値実施例10) -実施の形態11 (数値実施例11)
 文献5 : JP 59-219711 A (日本光学工業株式会社) 1984. 12. 11, 全文、全図、特に、第1実施例-第3実施例

請求項1、2、4、11、17、42、43について

請求項1、2、4、11、17、42、43に係る発明は、文献1ないし文献5に対して新規性を有さない、また、進歩性を有さない。

文献1ないし文献5には、請求項1及び42に係る発明で特定した事項に該当し、請求項1及び42に記載の条件式を満足するか、当該文献に記載の変倍範囲を縮減すると、その縮減した変倍範囲を持つものが当該条件式を満足すると推定されるズームレンズ、前記ズームレンズを備える撮像装置、前記ズームレンズの製造方法が記載されている。

請求項1、17及び42に係る発明は、文献1ないし文献5に記載されたものと格別相違しない。

また、文献1ないし文献5には、請求項2に係る発明で特定した事項に該当し、請求項4、11及び43に記載の条件式を満足すると推定されるズームレンズが記載されている。

請求項3及び7について

請求項3及び7に係る発明は、文献4に対して新規性を有さない、また、進歩性を有さない。

文献4には、請求項3及び7に係る発明で特定した事項に該当するものが記載されている。

第Ⅷ欄 国際出願に対する意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

(1) 請求項 1、18、42 及び 46 には、ズームレンズのレンズ群構成に関して「・・・第 4 レンズ群とを有し、(または、「・・・第 4 レンズ群とを有する」)」という記載があり、前記記載では、ズームレンズは、第 1 レンズ群から第 4 レンズ群以外の任意のレンズ群を含みうる記載となっている。

しかしながら、PCT 第 5 条の意味において開示されているのは、明細書に記載された、第 1 レンズ群から第 4 レンズ群から構成されたズームレンズのみであり、請求項 1、18、42 及び 46 に係る発明は、PCT 第 6 条の意味での裏付けを欠いている。

また、請求項 1、18、32 又 46 に従属する請求項についても、同様である。

なお、見解は、明細書に裏付けられ、開示されている範囲、すなわち、明細書に具体的に記載されている、レンズ群構成が、第 1 レンズ群から第 4 レンズ群から構成されたズームレンズについて行った。

(2) 請求項 1、18、42、46 に記載では、変倍時の第 2 レンズ群以降の隣接する各レンズ群同士の間隔の変化等の挙動が不明であり、変倍機構が明確でなく、同時に、第 2 レンズ群の隣接するレンズ群同士を区分する位置、境界等も明確でない。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 IV 欄の続き

(発明 2) 請求項 22-37、48-53

事項 1 を満たすズームレンズであって、
前記第 3 レンズ群の少なくとも一部を光軸方向に沿って移動させることにより合焦
を行い、

以下の条件式を満足することを特徴とするズームレンズ。

$$0.249 < f_w / f_1 < 2.00$$

但し、

f_w : 広角端状態における全系の焦点距離、

f_1 : 前記第 1 レンズ群の焦点距離。

発明 2 は、請求項 1、18、42 または 46 の発明特定事項を全て含む同一カテゴリーの発明ではない。

そして、発明 2 は、手数料納付命令時点において、発明 1 とまとめて調査を行うことが効率的であるとはいえる他の事情もないから、発明 2 を発明 1 に区分することはできない。

(発明 3) 請求項 38-41、54

事項 1 を満たすズームレンズであって、
前記第 4 レンズ群の少なくとも一部は、像ブレを補正するための防振レンズ群として、光軸と垂直方向の成分を持つように移動可能に設けられ、
変倍に際し、前記第 1 レンズ群を光軸方向に沿って移動させ、
以下の条件式を満足することを特徴とするズームレンズ。

$$1.00 < f_1 / f_4 < 3.55$$

但し、

f_1 : 前記第 1 レンズ群の焦点距離、

f_4 : 前記第 4 レンズ群の焦点距離。

発明 3 は、請求項 1、18、22、42、46 または 48 の発明特定事項を全て含む同一カテゴリーの発明ではない。

そして、発明 3 は、手数料納付命令時点において、発明 1 または 2 とまとめて調査を行うことが効率的であるとはいえる他の事情もないから、発明 3 を発明 1 または 2 に区分することはできない。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 5 及び 4 4 について

請求項 5 及び 4 4 に係る発明は、文献 1、文献 2 及び文献 4 に対して新規性を有さない、また、進歩性を有さない。

文献 1、文献 2 及び文献 4 には、請求項 5 及び 4 4 に記載の条件式を満足すると推定されるズームレンズが記載されている。

請求項 6 及び 4 5 について

請求項 6 及び 4 5 に係る発明は、文献 1、文献 2、文献 4 及び文献 5 に対して新規性を有さない、また、進歩性を有さない。

文献 1、文献 2、文献 4 及び文献 5 には、請求項 6 及び 4 5 に記載の条件式を満足すると推定されるズームレンズが記載されている。

請求項 8 及び 9 について

請求項 8 及び 9 に係る発明は、文献 2 及び文献 4 に対して新規性を有さない、また、進歩性を有さない。

文献 2 及び文献 4 には、請求項 8 に係る発明で特定した事項に該当し、請求項 9 に記載の条件式を満足すると推定されるズームレンズが記載されている。

請求項 1 0 について

請求項 1 0 に係る発明は、文献 5 に対して新規性を有さない、また、文献 1 ないし文献 5 より進歩性を有さない。

文献 5 には、請求項 1 0 に係る発明で特定した事項に該当するものが記載されている。

また、広角端の半画角の値をどの程度の値とするかは、当業者が適宜なし得る設計事項にすぎない。

請求項 1 2、1 3、1 8、1 9、2 0、2 1、4 6 及び 4 7 について

請求項 1 2、1 3、1 8、1 9、2 0、2 1、4 6 及び 4 7 に係る発明は、文献 3 及び文献 4 に対して新規性を有さない、また、進歩性を有さない。

文献 3 及び文献 4 には、請求項 1 2 に係る発明で特定した事項に該当し、請求項 1 3 に記載の条件式を満足するか、当該文献に記載の変倍範囲を縮減すると、その縮減した変倍範囲を持つものが当該条件式を満足すると推定されるズームレンズが記載されている。

また、文献 3 及び文献 4 には、請求項 1 8、1 9 及び 4 6 に係る発明で特定した事項に該当し、請求項 1 8、2 0、4 6 及び 4 7 に記載の条件式を満足するか、当該文献に記載の変倍範囲を縮減すると、その縮減した変倍範囲を持つものが当該条件式を満足すると推定されるズームレンズ、前記ズームレンズを備える撮像装置、前記ズームレンズの製造方法が記載されている。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1 4 について

請求項 1 4 に係る発明は、文献 1 及び文献 3 ないし文献 5 に対して新規性を有さない、また、進歩性を有さない。

文献 1 及び文献 3 ないし文献 5 には、請求項 1 4 に記載の条件式を満足すると推定されるズームレンズが記載されている。

請求項 1 5 及び 1 6 について

請求項 1 5 及び 1 6 に係る発明は、文献 1、文献 3 及び文献 4 に対して新規性を有さない、また、進歩性を有さない。

文献 1、文献 3 及び文献 4 には、請求項 1 5 及び 1 6 に記載の条件式を満足すると推定されるズームレンズが記載されている。